居住誘導区域内の空家等に居住するための改修工事費用の一部を補助します！

倉敷市居住誘導区域空家等改修事業費補助金交付制度

住宅の立地の適正化や空家等の有効活用を進めるため，居住誘導区域内の空家等に所有者自らが居住するために実施する改修工事費用の一部を補助します。（申請はお一人さまにつき１回限りとなります。）

申請受付期間

令和８年５月１日（金）から令和８年１２月２５日（金）まで
※ただし、予算に達し次第受付を終了します。
※申請を行う前に、工事内容等について必ず事前の相談が必要です。

対象となる要件等

以下の①～⑥のいずれにも該当する一戸建ての空家等が補助金の対象となります。
①倉敷市立地適正化計画において設定する居住誘導区域内にあること
②昭和５６年６月１日以降の耐震基準を満たすもの（あるいは改修完了までに耐震工事を完了するもの）
③申請日から起算して過去１年の間に居住の実態がないものであること
④申請者自らが居住するために改修工事を行うもの
⑤申請より１年以内に、購入または譲り受け、かつ購入または譲受元が２親等以内の親族でないもの
⑥岡山県内に５年を超えて居住している方は、申請前の住居が空き家とならないこと（賃貸住宅を除く）

補助対象工事等

市内に本社または本店を有する市内業者が実施する以下の工事等が補助金の対象となります。
（併用住宅においては居住部分に係る部分のみが対象となります。）
①住宅としての機能を維持もしくは向上させるための修繕や模様替え（いわゆるリフォーム）の改修工事
　※詳しい内容は市のホームページあるいは建築指導課までお問い合わせください。
②改修工事に付随した空家等の内部や、家財等の処分に必要な作業
③令和９年２月１０日頃までに工事を終え、同年２月末日までに住民票の異動を含め、
　実績報告書を提出できる見込みのあるもの

対象者

- 改修後の住宅に１０年以上居住し続けられる方
- 対象となる空家等の所有者（法人を除きます。）
- 市税を完納し，暴力団関係者でない方

補助額

令和８年度より補助額拡大！

- 補助対象工事等にかかる費用の１／２
- 上限額　子育て世帯　　１００万円
　　それ以外の世帯　　５０万円

※子育て世帯の場合、空き家バンク登録物件を購入して改修する場合には更に１０万円を加算

お問い合わせ先

倉敷市建設局　建築部建築指導課　空家担当
〒710-8565　倉敷市西中新田 640 番地
TEL：086-426-3501　FAX：086-427-3536

（補助制度ホームページ）

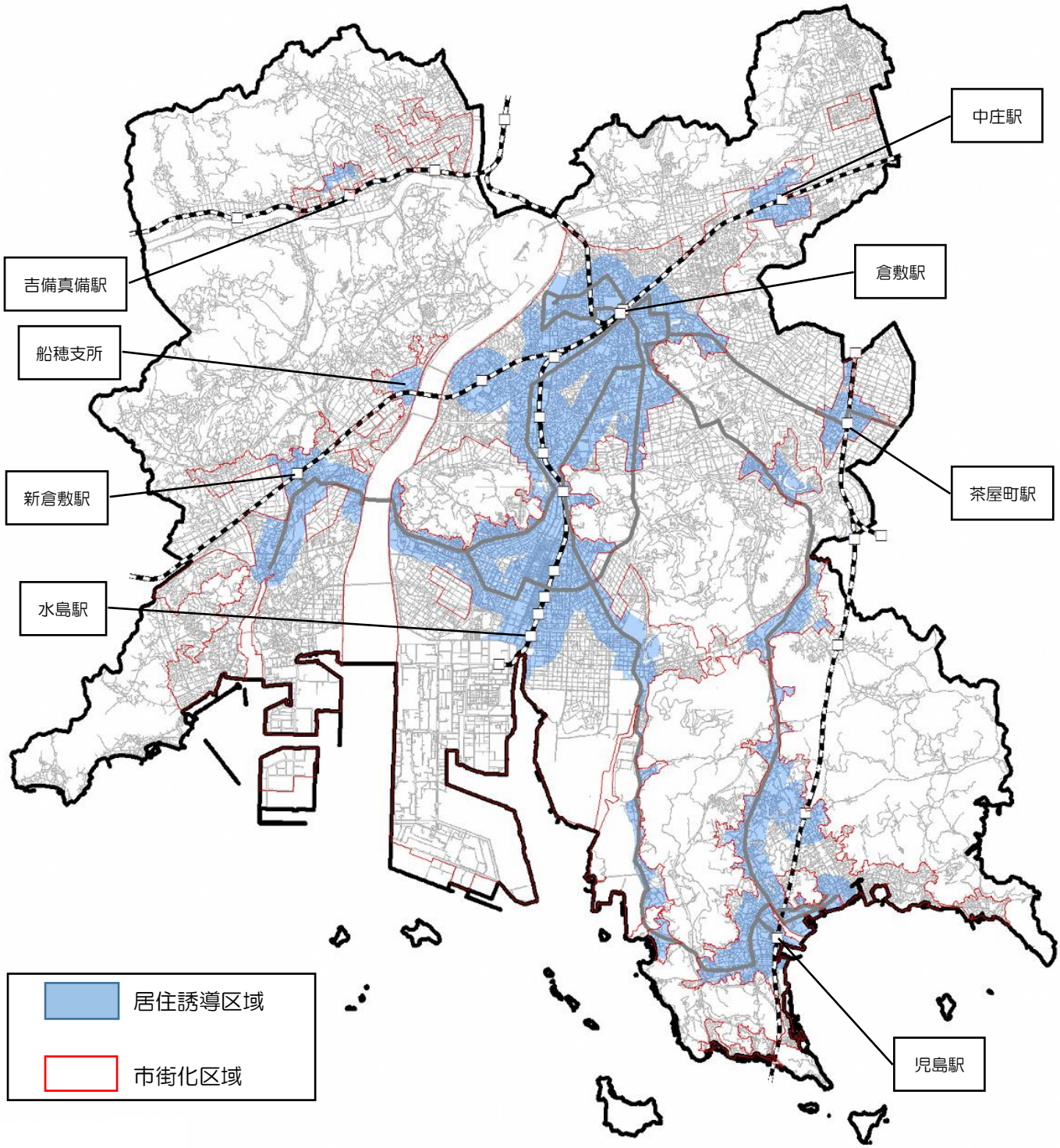

・空家等が居住誘導区域内にあるかについては，都市計画課へお尋ねください。
倉敷市統合型ＧＩＳでも確認できます。

倉敷市建設局　都市計画部都市計画課
TEL:086-426-3455

（立地適正化計画 HP）
https://city.kurashiki.okayama.jp//cityinfo/city-plan/1005786/1005792/1005795.html

（倉敷市統合型ＧＩＳ）
http://www.gis.pref.okayama.jp/kurashiki/Portal
都市計画参考図から区域の確認ができます。

（立地適正化計画 HP）（倉敷市統合型 GISHP）